

特定非営利活動法人美濃白川どんぐり会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 美濃白川どんぐり会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県加茂郡白川町和泉615番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、町民・町民団体・地域自治会・事業者・行政などの各主体と、パートナーシップを形成しながら、落葉樹の植樹、落葉樹林の育成を中心活動とした環境保全活動・清流保全活動及び環境学習を実施することにより、公益的機能を重視した森林づくり及び「緑と清流の町白川町」のまちづくり推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行なう。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 住民と協働による、森林や清流の保護・環境保全などに関する事業。
- ② 環境教育・環境体験学習の支援事業。
- ③ 環境問題や森林環境保全等の行政への協力と提言に関する事業。
- ④ 森林環境問題、清流保全に関する情報交換及び会員の資質向上を図る事業。
- ⑤ 地球環境保全推進のための事業
- ⑥ その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

(2) その他の事業

- ① 会員相互の親睦会の開催
- ② 環境問題講演会等の開催

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、事業者及び団体。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会し、議決権を持たない個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次に各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である事業者組織、団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次に各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反した行為をしたとき。

(抛出金等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 11人

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれに役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実のあることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するための要した経費を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会又は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会、臨時総会および理事会の3種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任及び解任、職務、報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第43条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、前条第2項第3号及び前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1

4日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 会議の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から理事長が指名する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、総会については正会員の過半数を持って決し、また、理事会については理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 総会における正会員または理事会における理事（以下「構成員」という）の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、第28条、第29条第2項、第31条1項第2号及び第44条の適用については、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者が有る場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加及び更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(臨時の措置)

第43条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更)

第44条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 会員の得喪に関する事項

(6) 理事・監事に関する事項(理事・監事の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類及び事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の流出

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄長の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	瀬瀬	守章
副理事長	藤井	和治
同	安江	定夫
理事	伊藤	昭久
同	今井	茂喜
同	藤井	かね子
同	楯	丈人
同	安江	廣男
同	加藤	一昭
同	角替	研二
同	加藤	千雅
監事	加藤	邦之
同	西尾	勝治
- 3 この法人の役員の任期は、第16条第1項の規定より、2年間とする。
- 4 この法人の事業計画及び収支予算は、第37条の規定により、毎年の総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の事業年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
- 6 この法人の入会金及び会費は、次の掲げる額とする。
 - (1) 正会員：入会金 1,000 円、年会費 1 口 1,000 円 2 口以上
 - (2) 賛助会員：入会金 1,000 円

附 則

この定款は、平成30年9月10日から施行する。